（№　B／L-2019-001）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 |
| 発　信　日　　2020年　1月　27日 | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 |
| 会 社 名 | 反映対象バージョン： |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | CI-NET標準ビジネスプロトコル | Ver. | 2 | . | 0 |  |  |
| 部 署 名　LiteS規約WG | CI-NET LiteS実装規約 | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 担当者名 | 事務局処理記入欄 |
| 連 絡 先　TEL: FAX: |
| 件　　名　[1288]明細データ属性コード及び[1289]補助明細コードのルール改訂 |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求内容】[1288]明細データ属性コード及び[1289]補助明細コードのルールについて、以下のとおり改訂することを要求する。(1) 改訂対象* 購買見積依頼メッセージ
* 購買見積回答メッセージ
* 確定注文メッセージ
* 注文請けメッセージ
* 合意打切申込メッセージ
* 合意打切承諾メッセージ
* 一方的打切通知メッセージ
* 基本契約申込メッセージ
* 基本契約承諾メッセージ

(2-1) 改訂内容①次のメッセージについて、以下のとおり変更する。＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.8 P. 295　確定注文／注文請けメッセージの例

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更前 | ＜本文＞

|  |
| --- |
| [1288]明細データ属性コード　[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。 |

全メッセージ共通ルール表B.Ⅵ- 21　明細データ属性コード

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 明細行の種類 | [1288]明細データ属性コード | 内容 |
| 総括明細行 | 0 | 明細書帳票の上位に記載する行。 |
| 見積条件等見積条件行 | 1 | 明細書において専ら見積条件等を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。 |
| 見積条件等メーカ・リスト行 | 2 | 明細書において専ら使用する資機材等のメーカ名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。 |
| 見積条件等自由採番 | 3 | 他のいずれにも該当しない行。明細書の金額計算には関係しない。 |
| 見積条件等自由採番 | 4 | 同上 |
| 内訳明細行 | 5 | 明細書帳票の下位に記載する行。 |
| エレメント親行 | E | エレメントの親行。 |
| 別紙親行 | B | 別紙の親行。 |
| 代価親行 | Q | 代価の親行。 |

注文メッセージ個別ルール以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。①エレメント、別紙、代価の不使用・エレメント、別紙、代価（[1288]=E、B、Q）は使用しない。②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。【運用上の留意点】総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料　B. 参考資料　Ⅵ．CI-NET LiteS実装規約における実際の運用上の留意点　12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

|  |
| --- |
|  [1289]補助明細コード　[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。 |

全メッセージ共通ルール表B.Ⅵ- 1　補助明細コード

| 明細行の種類 | [1289]補助明細コード | 内容 |
| --- | --- | --- |
| 本体行 | 00 | （定義）・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。（用法上の注意）* 1階層下に明細データを持つことができる。
* 金額集計の考え方は以下の通りである。
* 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする
* 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
 |
| 仕様行 | 01～49 | （定義）・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。・この行は金額集計の対象とならない。（用法上の注意）・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01､02､03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。・1階層下に明細データを持つことはできない。 |
| 計行 | 90 | （定義）・金額の小計を記載する行である。・この行は金額集計の対象とならない。（用法上の注意）・1階層下に明細データを持つことはできない。 |
| コメント行 | 80 | （定義）・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。・この行は金額集計の対象とならない。（用法上の注意）・1階層下に明細データを持つことができる。 |
| 本文行 | 81 | （定義）・約款等の内容を記載する行｡・この行は金額集計の対象とならない。（用法上の注意）・本文行のみを別帳票で印字する｡ |

注文メッセージ個別ルール以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。①コメント行([1289]=80）についての取り扱い・総括明細行([1288]=0）、または内訳明細行([1288]=5）の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。・見積条件行([1288]=1～4）の場合、1階層下に明細データを持たない（フラット）表現とすることを推奨する。（理由：将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため）②金額集計の考え方・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ1階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。Σ（[1223]明細金額）・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。・全体情報部分（鑑）の[1088]明細金額計は、第一レベル（[1200]明細コード=0001～9999）の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。Σ（[1223]明細金額）【例】図B.Ⅵ- 22 明細行間の金額の関係の例～省略～③明細のページ見出し行について・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無は、データ作成側の任意とする。・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、次の例のように末尾4桁を見出し行用に一つとり、以下の明細行は末尾4桁を1ずつ繰り下げる。【例】図B.Ⅵ- 23　明細のページ見出し行の例～省略～④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ　[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。　表B.Ⅵ-23　[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

| 明細行の種類 | [1288] | [1289] | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 総括明細 | 総括明細本体行：　総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。 | 0 | 00 | ・1階層下に明細データを持つことができる。・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 |
| 総括明細仕様行：　総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。 | 0 | 01～49 | ・「内訳明細仕様行」参照。 |
| 総括明細コメント行：　総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。 | 0 | 80 | ・1階層下に明細データを持つことができない。 |
| 見積条件等 | 見積条件 | 1 | 80 |  |
| メーカ・リスト | 2 | 80 |  |
| 自由採番 | 3 | 80 |  |
| 自由採番 | 4 | 80 |  |
| 内訳明細 | 内訳明細本体行：　内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。 | 5 | 00 | ・1階層下に明細データを持つことができない。・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 |
| 内訳明細仕様行：　内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。 | 5 | 01～49 | ・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。* 連続する複数行にわたって仕様を記載する場合､[1289]補助明細コードは01､　02､　03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。
* 1階層下に明細データを持つことができない。
 |
| 内訳明細コメント行：　内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。 | 5 | 80 | * 上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。
* 1階層下に明細データを持つことができない。
 |
| 明細(計行) | 内訳明細計行：　内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。 | 5 | 90 | ・任意の位置に記載して良い。* 同一階層内で､[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること｡同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は､同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること｡
* 「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。
* 1階層下に明細データを持つことができない。
 |
| 本文 | 約款等の本文行 | 9 | 81 | ・約款等の本文行を80byte毎で分割して[1428]本文 に収録する。・連続する複数行にわたって本文を記載する場合も[1289]補助明細コードは「81」に固定する |

⑤本文([1289]=81および82）についての取り扱い・本文行([1288]=81､82)は使用しない｡【運用上の留意点】明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料　B. 参考資料　Ⅵ．CI-NET LiteS実装規約における実際の運用上の留意点　13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。 |
| 変更後 | ＜本文＞

|  |
| --- |
| [1288]明細データ属性コード　[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。 |

全メッセージ共通ルール表B.Ⅵ- 21　明細データ属性コード

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 明細行の種類 | [1288]明細データ属性コード | 内容 |
| 総括明細行 | 0 | 明細書帳票の上位に記載する行。 |
| 見積条件等見積条件行 | 1 | 明細書において専ら見積条件等を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。 |
| 見積条件等メーカ・リスト行 | 2 | 明細書において専ら使用する資機材等のメーカ名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。 |
| 見積条件等自由採番 | 3 | 他のいずれにも該当しない行。明細書の金額計算には関係しない。 |
| 見積条件等自由採番 | 4 | 同上 |
| 内訳明細行 | 5 | 明細書帳票の下位に記載する行。 |
| 本文 | 9 | 基本契約書等の本文を記載する行。 |
| エレメント親行 | E | エレメントの親行。 |
| 別紙親行 | B | 別紙の親行。 |
| 代価親行 | Q | 代価の親行。 |

注文メッセージ個別ルール以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。①エレメント、別紙、代価の不使用・エレメント、別紙、代価（[1288]=E、B、Q）は使用しない。②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。【運用上の留意点】総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料　B. 参考資料　Ⅵ．CI-NET LiteS実装規約における実際の運用上の留意点　12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

|  |
| --- |
|  [1289]補助明細コード　[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。 |

全メッセージ共通ルール表B.Ⅵ-22　補助明細コード

| 明細行の種類 | [1289]補助明細コード | 内容 |
| --- | --- | --- |
| 本体行 | 00 | （定義）・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。（用法上の注意）* 1階層下に明細データを持つことができる。
* 金額集計の考え方は以下の通りである。
* 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする
* 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
 |
| 仕様行 | 01～49 | （定義）・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。・この行は金額集計の対象とならない。（用法上の注意）・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01､02､03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。・1階層下に明細データを持つことはできない。 |
| 計行 | 90 | （定義）・金額の小計を記載する行である。・この行は金額集計の対象とならない。（用法上の注意）・1階層下に明細データを持つことはできない。 |
| コメント行 | 80 | （定義）・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。・この行は金額集計の対象とならない。（用法上の注意）・1階層下に明細データを持つことができる。 |
| 本文行 | 81 | （定義）・約款等の内容を記載する行。・この行は金額集計の対象とならない。（用法上の注意）・本文行のみを別帳票で印字する。 |
| 改ページ | 82 | （定義）・改ページコードを記載する行。・改ページコード以外は記載しない。・この行は金額集計の対象とならない。（用法上の注意）・帳票印字の際に改ページする。削除は､【既存ユーザ等への影響】にて理由を記載 |

注文メッセージ個別ルール以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。①コメント行([1289]=80）についての取り扱い・総括明細行([1288]=0）、または内訳明細行([1288]=5）の場合、1階層下に明細データを持つことはできない。・見積条件行([1288]=1～4）の場合、1階層下に明細データを持たない（フラット）表現とすることを推奨する。（理由：将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため）②金額集計の考え方・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ1階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。Σ（[1223]明細金額）・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。・全体情報部分（鑑）の[1088]明細金額計は、第一レベル（[1200]明細コード=0001～9999）の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。Σ（[1223]明細金額）【例】図B.Ⅵ- 1 明細行間の金額の関係の例～省略～③明細のページ見出し行について・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無は、データ作成側の任意とする。・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、次の例のように末尾4桁を見出し行用に一つとり、以下の明細行は末尾4桁を1ずつ繰り下げる。【例】図B.Ⅵ- 2　明細のページ見出し行の例～省略～④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ　[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。　表B.Ⅵ- 23　[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

| 明細行の種類 | [1288] | [1289] | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 総括明細 | 総括明細本体行：　総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。 | 0 | 00 | ・1階層下に明細データを持つことができる。・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 |
| 総括明細仕様行：　総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。 | 0 | 01～49 | ・「内訳明細仕様行」参照。 |
| 総括明細コメント行：　総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。 | 0 | 80 | ・1階層下に明細データを持つことができない。 |
| 見積条件等 | 見積条件 | 1 | 80 |  |
| メーカ・リスト | 2 | 80 |  |
| 自由採番 | 3 | 80 |  |
| 自由採番 | 4 | 80 |  |
| 内訳明細 | 内訳明細本体行：　内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。 | 5 | 00 | ・1階層下に明細データを持つことができない。・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 |
| 内訳明細仕様行：　内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。 | 5 | 01～49 | ・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。* 連続する複数行にわたって仕様を記載する場合､[1289]補助明細コードは01､　02､　03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。
* 1階層下に明細データを持つことができない。
 |
| 内訳明細コメント行：　内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。 | 5 | 80 | * 上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。
* 1階層下に明細データを持つことができない。
 |
| 明細(計行) | 内訳明細計行：　内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。 | 5 | 90 | ・任意の位置に記載して良い。* 同一階層内で､[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること｡同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は､同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること｡
* 「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。
* 1階層下に明細データを持つことができない。
 |
| 本文 | 約款等の本文行 | 9 | 81 | ・約款等の本文行を80byte毎で分割して[1428]本文 に収録する。・連続する複数行にわたって本文を記載する場合も[1289]補助明細コードは「81」に固定する。 |
| 約款等の改ページ | 9 | 82 | ・[1428]本文 は空欄とする。・帳票印刷時に改ページする。削除は､【既存ユーザ等への影響】にて理由を記載 |

⑤本文([1289]=81および82）についての取り扱い・1階層下に明細データを持たない（フラット）表現とする。・[1288]=9のとき、使用可能な明細行の種類は、[1428]本文のみとする。【運用上の留意点】明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料　B. 参考資料　Ⅵ．CI-NET LiteS実装規約における実際の運用上の留意点　13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。 |

  |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求の理由】基本契約メッセージの新設において、 [1428] 本文　を新設するに伴い、[1288]明細データ属性コード及び[1289]補助明細コードの共通ルールにおいて、「9本文」、「81本文行」、「82改ページ」を利用可能なメッセージを明記する必要が生じた。なお「9本文」、「81本文行」は､既にB／L-2018-008[1288]明細データ属性コード及び[1289]補助明細コードの共通ルールの変更において､承認されている｡【既存ユーザ等への影響】既存メッセージの共通ルール及び個別ルールには追加仕様であり､変更を強いるものでないため、既存ユーザへの影響は特にない。標準委員会第3回2020/02/14では､差し戻しになった｡その後､ベンダーへのヒアリングを行い下記理由より､実装困難との判断にて取り下げとする｡ベンダーへのヒアリング： CI-NETはEDIであり､改行の制御などの表示(書面に印刷)の体裁までを実装規約に規定するのは適切ではない｡また各ベンダーが体裁まで担保することはできない。そのような体裁は、アプリケーションにより制御することで問題ないと合意を得た｡ |

（№　B／L-2019-001）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2020年1月27日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）[1288]明細データ属性コード及び[1289]補助明細コードのルール改訂 |

| チェック項目 | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | トランスレータおよびASPサービスを含め、メッセージを新設する改修を行う必要がある。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | △ | 既存の注文業務への影響は､追加仕様であり､変更を強いるものでないため、小さい｡ |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 既存ユーザが対象となる。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 実稼働システムの改修が生じるため、即時対応は行えない。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ／ |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ／ |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ／ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | 民法改正に伴う基本契約再締結のタイミングまでに対応する必要がある。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)＜取下げ＞標準委員会第3回2020/02/14にて､差し戻しになった｡その後､ベンダーへのヒアリングを行い下記理由より､実装困難との判断にて取り下げとした｡ベンダーへのヒアリング： CI-NETはEDIであり､改行の制御などの表示(書面に印刷)の体裁までを実装規約に規定するのは適切ではない｡また各ベンダーが体裁まで担保することはできない。そのような体裁は、アプリケーションにより制御することで問題ないと合意を得た｡ |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】○：問題なし△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい／：対象外／該当しない×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |